

学研高山地区第2工区地権者の会会則

(名称)

第1条 本会は、学研高山地区第2工区地権者の会と称する。

(目的)

第2条 本会は、地権者の意向集約・合意形成を図るとともに、情報や課題の共有、事業化に向けた検討などを行うことにより、学研高山地区第2工区のまちづくりを推進していくことを目的とする。

(区域)

第3条 本会の区域は、別添図に示す学研高山地区第2工区の区域とする。

(会員資格)

第4条 本会の会員資格は、学研高山地区第2工区内に土地の所有権又は借地権を有する者とする。

(議決権)

第5条 会員は各1個の議決権を有する。

(活動内容)

第6条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1)地権者意向の把握
- (2)まちづくりに関する調査・研究
- (3)まちづくりに関する連絡・調整
- (4)まちづくりに関する広報及び啓発
- (5)その他本会の目的を達成するために必要な事項

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1)会長 1名
- (2)副会長 4名以内
- (3)運営委員 25名以内

2 役員は本会会員の中から互選により選任する。

3 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、任期途中で交代する場合は前任者の残任期間とする。

4 会長及び副会長は役員の中から互選により選任する。ただし、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第8条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 役員は第6条に定める活動の遂行にあたる。
- (2) 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- (3) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長がかけたときはその職務を代行する。
- (4) 副会長の代理の順序は、あらかじめ会長がこれを定める。ただし、定めがない場合は、副会長の互選により定める。

(役員の報酬)

第9条 役員は無報酬とする。

(会議)

第10条 会議は総会及び役員会とする。

- 2 総会及び役員会は会長が招集する。
- 3 総会及び役員会の議長は会長が行う。

(総会)

第11条 総会は、年1回開催するほか、役員会で必要と認めたとき又は会員の1/3以上から請求があったとき会長が招集するものとする。

- 2 総会は、本会の最高意思決定機関であり、次の各号に掲げる事項を審議議決する。
 - (1) 活動方針の決定及び変更
 - (2) 会則の制定及び変更
 - (3) 役員の選任
 - (4) 解散に関する事
 - (5) その他本会の運営に関する重要な案件
- 3 総会の議事は、議長を除く出席者の過半数により決する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 やむを得ない事由のため会議に出席できない者は、書面による表決又は他の者を代理人として表決を委任することができる。

(役員会)

第12条 役員会は第7条の役員で組織する。

- 2 役員会は、次の各号に掲げる事項を審議議決する。
 - (1) 総会開催に必要となる関係図書の作成等に関する事
 - (2) 第6条に掲げる活動に関する事
 - (3) 第11条第2項に掲げる事項以外の事項
- 3 役員会は、過半数の出席により成立し、議事は議長を除く出席者の過半数により決する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 やむを得ない事由のため会議に出席できない者は、他の役員を代理人として表決を委任することができる。
- 5 第6条に掲げる活動を遂行するため必要に応じて部会を設置するときは、役員会で協議し

定める。

(活動年度)

第13条 本会の活動年度は4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、本会の設立年は設立の日からその年度の3月31日までとする。

(事務局)

第14条 本会の事務局は生駒市都市整備部学研推進課に置く。

(その他)

第15条 この会則に定めるもののほか、会務の執行に関し必要な事項は、役員会で協議し定める。

附 則

この会則は、総会の議決を経て本会の設立(平成30年11月17日)から施行する。ただし、第11条及び第14条の改正規則は、令和6年度総会の議決を経て令和6年7月21日から施行する。

区域図

